

社会福祉法人行田市社会福祉協議会定時評議員会議事録

1 会議の日時及び場所

(1)日 時 平成30年6月22日(金)午後 1時25分 開 会
午後 2時15分 閉 会

(2)場 所 行田市総合福祉会館 第3研修室

2 評議員現在数 21名

(1)出席評議員 17名

吉田評議員、小池評議員、羽鳥評議員、高鳥評議員、栗原評議員、小林評議員、井桁評議員、松下評議員、佐々木評議員、小暮評議員、中村評議員、野原評議員、島田評議員、小川評議員、夏目評議員、増田評議員、吉野評議員

(2)欠席評議員 4名

田熊評議員、望月評議員、田島評議員、根本評議員

3 その他の出席者

(1)監事 大谷監事

(2)事務局 風間常務理事、岡田事務局長、松本事務局次長、磯川事務局次長、塚原主幹、長谷川主幹、島崎主幹

4 議事の経過及び議案の結果

(1)開会宣言

事務局は、「本定時評議員会が、定款第15条第1項の規定する決議に必要な過半数を超える出席数となる。」との報告をする。

(2)議長の選出

事務局は、議長の選任について、「本評議員会の議長は、定款第14条に「その都度、評議員の互選とする」と規定されているが、いかがしたらよいか。」と議場に諮った。「事務局に一任」との声が上がり、事務局は、小林評議員を提案した。小林評議員は、評議員全員から承認を得て議長に就任した。

(3)議事録署名人の選出

議長は、議事録署名人の選出について、選任方法を議場に諮った。「議長に一任」との声が上がり、議長は、吉田評議員と小川評議員を指名した。評議員全員から承認を得て両評議員は議事録署名人に就任した。

(4)議事

議長は、報告第2号「専決処分の報告について」を議題とし、事務局に説

明を求めた。

事務局は、報告第2号について、「地域福祉活動事業に属する「あんしんサポートねっと」において、主に利用者の増加に伴う人件費について、県社協からの受託金が増額となったことから、経理規程第20条第2項に基づき、会長の専決により補正をしたものであり、評議員会に報告するもの」と説明をする。

議長は、事務局の説明の後、報告第2号について、質疑等を募ったが、議場からは、意見・質問等は出されず、「異議なし」の声が上がったため、報告案件を終了とした。

議長は、議案第2号「平成29年度社会福祉法人行田市社会福祉協議会事業報告及び決算について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

事務局は、議案第2号について、「平成29年度社会福祉法人行田市社会福祉協議会事業報告及び決算について、定款第11条第1項の規定により、評議員会に決議を求めるもの」として、別添の「平成29年度社会福祉法人行田市社会福祉協議会事業報告及び決算」により、それぞれについて説明し、また決算については、大谷監事から会計監査の執行により、諸帳簿、計算書類等について正確に執行されている旨の報告があり、議案第2号についての説明は終了した。

議長は、事務局及び監事からの説明の後、議案第2号について、質疑等を募ったが、議場からは、意見・質問等は出されず、「異議なし」の声が上がる。

暫くの後、議長は、挙手による採決をする旨を宣した。採決の結果、出席評議員全員から挙手があり、議長は、議案第2号を原案のとおり承認する旨を宣した。

次に、議長は、議案第3号「平成30年度社会福祉法人行田市社会福祉協議会補正予算（第1回）について」を議題とし、その説明を事務局に求めた。

事務局は、「平成30年度社会福祉法人行田市社会福祉協議会補正予算（第1回）について、経理規程第20条第1項の規定により、評議員会の承認を求めるもの」として、「平成29年度決算において市から受託している事業及び埼玉県共同募金会からの配分金の交付を受け実施している共同募金配分金事業に執行残が生じたことから、当該金額を返還するものと、サービス区分の法人運営事業において、繰越金となる前期末支払資金残高が平成30年度予算に対して不足が生じるため、資金貸付事業及び児童発達支援事業の2事業の前期末支払資金残高から繰り入れをするものである。」と説明した。

議長は、事務局からの説明の後、議案第3号について、質疑等を募ったが、議場からは、意見・質問等は出されず、「異議なし」の声が上がる。

暫くの後、議長は、挙手による採決をする旨を宣した。採決の結果、出席評議員全員から挙手があり、議長は、議案第3号を原案のとおり承認する旨を宣した。

次に、議長は、議案第4号「社会福祉法人行田市社会福祉協議会理事の選任について」を議題とし、その説明を事務局に求めた。

事務局は、「社会福祉法人行田市社会福祉協議会理事 吉田哲 氏の退任に伴い、選出母体となる行田市自治会連合会から推薦された 河辺孝幸 氏を理事に選任することについて、定款第11条第1項の規定に基づき、評議員会の決議を求めるものである。」と説明した。

議長は、事務局からの説明の後、議案第4号について、質疑等を募ったが、議場からは、意見・質問等は出されず、「異議なし」の声が上がる。

暫くの後、議長は、挙手による採決をする旨を宣した。採決の結果、出席評議員多数から挙手があり、議長は、議案第4号を原案のとおり承認する旨を宣した。

以上で議事は全て終了し、午後2時15分に散会した。

平成30年6月22日